

浄化槽整備事業（廃棄物処理施設整備費の内数）（公共）

38,489百万円（25,659百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

## 1. 事業の概要

湖沼等公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し健全な水環境を確保するため浄化槽整備事業の補助による国の支援措置の一層の充実・強化を図ることとし、以下のような補助制度の見直しを行うものである。

### 補助率の引き上げ

下水道、農業集落排水等他の汚水処理施設の整備事業に比べ国庫負担の割合が低いことを踏まえ、浄化槽の整備を促進する観点から、補助率を引き上げる。

- ・ 1 / 3          1 / 2

### 単独処理浄化槽の撤去費用補助

浄化槽の設置に際し、不要となる単独処理浄化槽の撤去費用を新しく設置する浄化槽の整備と一体のものとして加算補助する。

- ・ 10万円を限度。

### その他

#### （1）市町村設置型における整備戸数下限の緩和

- ・ 事業年度内の整備戸数の下限を20戸から10戸に緩和。
- ・ 事業継続が3年又は50戸以上整備した市町村は戸数制限を撤廃。

#### （2）補助対象地域の拡大

- ・ 市町村設置型における補助対象地域にある汚水衛生処理率の要件を撤廃する。

## 2. 施策の効果

浄化槽の整備により、湖沼等公共用水域における生活排水対策が進み、健全な水環境の向上が図られる。